

## 第4章 学校教育と学校事務職員

### 第1節 学校教育の中の学校事務

学校教育は、「国家＝国民全体の名において進められる教育事業」としての性格と「市民社会における教育を国家が助成し保障する共同的教育」としての性格を合わせもっている。つまり、法的規制を主体とした秩序維持を基本にし、市民社会としての教育に対する要請や子どもの実情に基づき編成されるという構造をもっているのである。

したがって、学校教育は、「国の秩序維持作用」や「市民社会の教育要請」そして「子どもの実情」等のデータと情報を基にし、学校に組織された人々が「話し合う・記録する・計算する・分類判断する」活動（＝事務）をとおしながら、教育の目的を損なわないようにし、目的達成のための条件と手段を合理的に選択し、統合的に結びつけ、筋道をつけ営まれるものである。

学校において、この営みが学校経営であり、学校経営の中の事務としての活動が学校事務である。

### 第2節 学校事務と学校事務職員

#### 1 学校事務の二つの特徴

学校事務は、「学校特有の事務」と「一般事務」の二つに分けられ、次のような特徴をもっている。

##### (1) 学校特有の事務

学校特有の事務は、学校の指導過程に直結する事務と経営過程にかかる事務とがあり、双方とも学校特有の権限に属する特性をもち、事務を遂行するとき、一般行政の基準より、教育法や教育実践の現実に即して行われる。また、学校の指導過程と経営過程との二つが交錯するところに学校としての教育の現実があり、学校事務の現実がある。

##### (2) 一般事務

一般事務は、行政機関と同じ事務であるが、教育の特性である「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現される」<sup>(9)</sup> ことや一人ひとりの子どもが「その能力に応じてひとしく教育を受ける」<sup>(10)</sup> ということから生じる教育の多面的な価値やその特有な内容によって、学校事務の動的な対応が必要となる。

資料 2

(9) 教育基本法第 2条

(10) 憲法第26条・教育基本法第 3条

## 2 学校事務職員としての学校事務の遂行の基本

二つの特徴をもつ学校事務の中に、学校事務職員は「学校に置かれる職員」として「行政職」任用され、「職務と責任に特殊性があり」「教育に関する職」と位置づけられ、学校事務を職務とし、学校事務を遂行しているのである。二つに分けた学校事務の特徴そのものが、学校事務職員の位置づけとしての「職務と責任に特殊性があり」「教育に関する職」であることを示している。つまり、学校事務職員の職務は「教育の仕事」であり、その遂行は教育法や教育実践の現実在即し、教育の多面的な価値に動的に対応をするように行われなければならない。

しかしながら、学校事務の遂行過程において、学校事務職員が教員の真似ごとをし、児童を指導することを意味しない。また、観念的に学校教育・学校事務と教育行政事務を区別し、学校教育や学校事務の特殊性と独自性を主張するだけのものであってはならない。

したがって、学校事務職員としての学校事務の遂行過程の繰り返しから、

「その一つ一つの仕事の質的内実を上記のような観点で問い直してみる」

「それぞれの領域における一つ一つの仕事が、果たして、学校教育を構成することを志向して（学校教育の目的達成に向け）運営されているかを問い直してみる」

ことが重要である。これらの問い直しの積み重ねから学校事務の遂行能力の育成と、学校事務職員としての専門性を追求して行かなければならない。